平成２８年（フ）第９号
長野市川中島町四ツ屋56番地
破産者　株式会社佐藤建工
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８８９号
大阪市淀川区東三国３丁目９番21―910号
破産者　株式会社石野測量設計事務所
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９７号
大阪府寝屋川市点野２丁目10番５号
破産者　有限会社大泉塗装
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５７号
大阪府吹田市山田東１丁目１番10号　ニューライフ千里101号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市岸部北３丁目17番４号
破産者　株式会社アーバンエキストラ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４００号
大阪市西淀川区大野１丁目２番17号
破産者　阪神自動車工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２２号
大阪市平野区平野南２丁目１番24号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区西脇１丁目２番20号
破産者　アルミネ商事株式会社
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４４７号
大阪市中央区南本町２丁目５番９号
破産者　株式会社ジョイルック
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５４号
大阪市東住吉区杭全３丁目４番５号
破産者　富士食産株式会社
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５６号
大阪市東成区深江北２丁目４番18号
破産者　株式会社ヒカリ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６０号
大阪市淀川区十三本町１丁目13番１号
破産者　株式会社ＺＺＡＮＫＩ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４号
堺市北区長曽根町408番地の１
破産者　有限会社関西プランニング
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
大阪府泉南市信達市場971番地の９
破産者　有限会社リッツダイニング
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
奈良市七条１丁目19番18号
破産者　あけぼの産業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７７号
徳島県徳島市南沖洲５丁目４番20号
破産者　株式会社アルファー
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
沖縄県浦添市西原１丁目７番１号101号
破産者　株式会社彩工務店
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９７号
三重県鈴鹿市神戸３丁目23番30号
破産者　株式会社サンセイ
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３４号
三重県津市芸濃町雲林院960番地27、前住所三重県津市豊が丘２丁目38番３号
破産者　川端　直幸
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３６号
三重県鈴鹿市平野町1291番地の１
破産者　平井　和成
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目13番１号
破産者　株式会社ガッツメンテナンス
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３３号
岡山市北区津島東１丁目２－６－２ベルメゾン津島303号室、住民票上の住所千葉県流山市加６丁目1537番地の１パテラスクエア流山205
破産者　中井　宣之
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８号
長崎県長崎市蚊焼町3634、商業登記簿上の本店所在地長崎県長崎市小江町2734番地54
破産者　有限会社早川工業所
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係